

設楽町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）について

1 趣旨

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、様々な事情により婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う2人およびその子を始めとした近親者等が、家族と約した関係であることを宣誓し、設楽町がその宣誓を受理したことを証明するものです。

法律上の婚姻とは異なり、権利の発生や義務の付与といった法的効力（相続など、財産上の権利や扶養義務など）は生じませんが、宣誓者に対し、町が独自に行政サービス等を提供するものです。

これにより、宣誓を行った方が自分らしく安心して暮らしていただく環境づくりの一助とするとともに、多様な価値観を認め合う社会を実現することを目的としています。

2 検討の背景

性の多様性については社会的に認識が進んでいるものの、差別や偏見により、当事者の方は様々な困難を抱えています。

このような状況の中、愛知県内において、令和6年4月1日からの愛知県ファミリーシップ宣誓制度の運用開始に伴い、当該制度を導入する自治体が増加しています。

当町においても、第二次設楽町男女共同参画基本計画に謳っている「人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援」を推進するため、導入を検討します。

3 制度の概要

宣誓者が宣誓した事実に対して、町が宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを交付します。

権利の発生や義務の付与といった法的効力が生じるものではありませんが、交付された受領証等を提示することで、町の一部の行政サービスについて、家族と同等の取り扱いを受けることができます。

4 制度導入時期

令和9年4月1日から（予定）

5 資料

- ・ 設楽町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）
- ・ 設楽町パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック（案）